

令和8年3月定例会議会

令和8年3月9日

総務教育常任委員会

資料

関連議案	案件名	所管課	ページ
議案第25号	長浜市事務分掌条例の一部改正について	人事課	2

総務部

所管委員会	総務教育常任委員会
関係案件	議案第25号
所管課	人事課

長浜市事務分掌条例の一部改正について

1 改正の趣旨・理由

施設の老朽化による維持管理費用の増加や、人口減少による使用料収入の減少が見込まれるなど、本市の下水道事業を取り巻く環境は厳しさを増しており、住民生活に必要不可欠な下水道インフラを安定的に提供するためには下水道事業の経営基盤の強化と財政運営の向上に取り組むことが重要となっています。

こうした地方の状況を踏まえ、国では複数の自治体による一体的事業運営を推進し始めており、こうした国の動きに合わせて、本市においても建設から経営に発想を変え、独立採算制に基づく単独の企業体として機動的かつ戦略的に事業運営を行えるよう組織体制を再編することについて、長浜市事務分掌条例（平成18年長浜市条例第15号）の一部を改正するものです。

2 改正内容

都市建設部内「下水道事業局」を廃止し、新たに「下水道事業部」を設置します。

3 施行期日

令和8年4月1日

4. 新旧対照表

別紙のとおり

長浜市事務分掌条例の一部改正
新旧対照表

新	旧
<p>(部等の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>総務部 未来創造部 市民協働部 市民生活部 健康福祉部 産業観光部 都市建設部 <u>下水道事業部</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 都市建設部 ア～オ (略)</p> <p>(8) <u>下水道事業部</u> ア <u>下水道に関すること。</u> イ <u>農業集落排水に関すること。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(部等の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>総務部 未来創造部 市民協働部 市民生活部 健康福祉部 産業観光部 都市建設部</p> <p>2 (略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 都市建設部 ア～オ (略)</p> <p><u>カ 下水道に関すること。</u></p> <p><u>キ 農業集落排水に関すること。</u></p> <p>2 (略)</p>